

昭和五十一年八月十七日

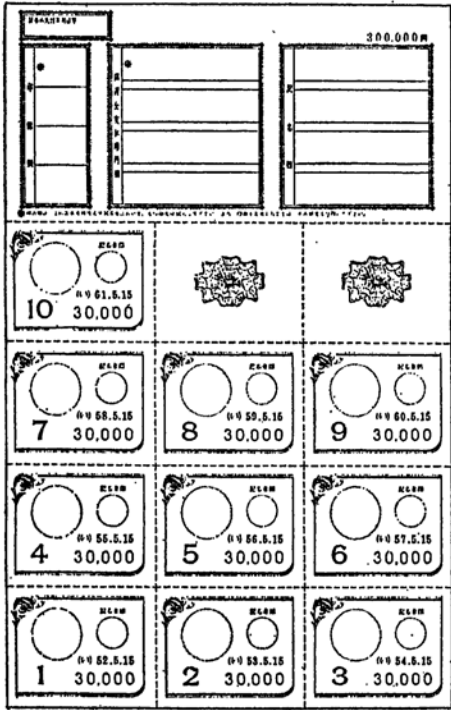
第六回特別給付金国庫債券の様式の要項を定める件

大蔵省

国債規則（大正十一年大蔵省令第三十一号）第七条の規定に基づき、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第九号）第四条第二項の規定により発行する第六回特別給付金国庫債券の様式の要項を次のように定める。

寸法	全体 本券 駮札	縦三百二十四ミリメートル 横二百十三ミリメートル 縦百ミリメートル 横二百十三ミリメートル 縦五十六ミリメートル 横七十一ミリメートル
用紙	すき入 「大蔵省印」の白すきちらし	
表	彩紋、唐草模様及び「駮札」の文字 三十万円券 十五万円券 地模様 「記名」、記号の文字、大蔵大臣の 印章及び渡し期を表わす文字 「日本政府」の文字 番号及びその他の文字	紫色 紅色 橙色 赤色 白抜 黒色
裏	彩紋、唐草模様及び文字 三十万円券 十五万円券	紫色 紅色
その他	各駮札に切取り用刷り目打ち	

（備考） 第六回特別給付金国庫債券のひな形は、次図の通りである。



（裏面）



（表面）